

名古屋港管理組合 快適トイレ設置工事实施要領 令和8年4月改訂 新旧対照表

新	旧
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、<u>設計書の単価適用日が令和8年4月1日以降の</u>工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事实施要領第2条の対象工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 名古屋港管理組合の発注工事で、<u>令和5年4月1日以降に入札の公告を行う</u>工事を対象とする。ただし、誰もが働きやすい現場環境整備工事实施要領第2条の対象工事及び公共建築工事積算基準を適用する工事については除外する。</p>
<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「快適トイレ設置工事实施要領（<u>令和8年4月1日施行</u>）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p>	<p>(取組内容)</p> <p>第3条 取組内容については、愛知県「快適トイレ設置工事实施要領（<u>令和4年10月施行</u>）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。</p>
<p>(配慮すべき事項)</p> <p>第6条 <u>配慮すべき事項については、愛知県実施要領第6条に準じて実施するものとする。</u></p>	
<p>(現地確認)</p> <p>第7条 現地確認については、愛知県実施要領<u>第7条</u>に準じて実施するものとする。</p>	<p>(現地確認)</p> <p><u>第6条</u> 現地確認については、愛知県実施要領<u>第6条</u>に準じて実施するものとする。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この要領は、令和8年4月1日から適用する。</u></p>	